

飼料増産に係る質問・要望について

都道府県名	事 項	内 容	回 答
福井県	<p>【飼料増産運動について】 耕種農家向けに飼料増産に係るPRチラシの作成・配布について</p>	<p>飼料作物生産の外部化を図るために、耕種農家(耕種組織)に対しても飼料作物生産について情報を提供していただきたい。内容については耕種側のメリットがわかるようなものにしていただきたい。</p>	<p>飼料増産の情報については、定期に発行している「自給飼料増産通信」や「飼料増産ホットニュース」、パンフレット・チラシ等において、飼料増産に係る施策や技術情報、優良事例を紹介しているところである。今後とも、耕種農家を含め飼料増産の意義やメリットがわかりやすく伝わるよう、情報提供に努めてまいりたい。 なお、貴県内や地域内の状況を踏まえた情報提供が、より効果的であるので、独自の取組みも積極的にお願したい。</p>
京都府	<p>飼料増産の必要性に対する啓発について</p>	<p>自給飼料の増産は、食料の安定供給に向けた食料自給率向上のため、飼料自給率の向上が必要であるとして、数値目標を設定して推進が図られているところであるが、畜産農家に対してその必要性がまだ十分浸透している状況とは言えず、現状では、安定した供給が受けられる輸入粗飼料に依存する形態から、なかなか脱却できないのが現状である。 しかし、輸入飼料に依存した畜産経営においては、飼料中に含まれる窒素、リン等の富栄養化成分が、家畜の排せつ物へと姿を変えて日本国内に蓄積され続けており、この状態が続くと、将来的には深刻な環境問題を惹起することは必定であり、それまでにこの一方通行の流れを断ち切り、循環型のシステムを構築していかなければ、持続的な畜産の発展は望むべくもないものと考えられる。 ゆえに、自給飼料の増産は、食料の安定的な確保だけでなく、環境面においても重要な意味合いをもつものであり、畜産経営者は自らが選択する経営形態に対して、どれだけ日本の将来に対する社会的な責任が課せられているかを自覚されるよう、全国的な啓発活動を望む。</p>	<p>自給飼料の増産については、「酪肉近代化基本方針」でも示されているとおり、畜産経営における生産コストの低減はもとより、国土の有効活用や「土ー草ー牛」の資源循環型畜産の確立などを図る観点からも重要である。 このため、本行動会議においては、こうした観点から生産者に対するPRに努めてきたところであり、今後とも生産者等に対するPRに努めてまいることとしている。 また、各地方自治体においても、こうした観点を踏まえ、都道府県や市町村の酪肉近計画を策定されるとともに、関係者一体となった増産運動を展開されるようお願いする。</p>
山口県	<p>飼料増産運動の展開について</p>	<p>県域で飼料増産への取り組みを推進しているが、順調に進む地域もあれば、うまく進まない地域もある。 うまく進まない地域で、耕種農家と畜産農家の連携強化を図り、円滑に進めるには、どの方面からどのような指導をすると効果的でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>耕畜連携を強化するためには、需給マップやネットワークを活用した耕種農家や畜産農家に対する斡旋・仲介活動の強化に努める必要がある。 また、併せて、生産者の意識を高めるため、シンポジウムの開催やパンフレット等の配布、個別指導者を通じ、飼料生産のコストでの優位性、資源循環や国土保全等の波及効果等の周知に努めることが重要と考える。 更には、専門的な知識を有する専門指導者の育成とこれによるきめ細やかな普及活動を展開する必要がある。</p>

都道府県名	事項	内容	回答
沖縄総合事務局	飼料増産運動について	飼料増産の推進に向けて今後とも引き続き社団法人日本草地畜産種子協会主催の飼料増産推進協議会の開催を要望します。	ブロック別の飼料増産行動会議等については、引き続き開催する予定である。 なお、都道府県の行動会議の開催等を支援していた「強い農業づくり交付金」については、推進事業が廃止されることとなったので、各都道府県において所要の予算措置を講ぜられ、引き続き、増産運動を強力に推進されるようお願いする。
【耕畜連携推進対策等について】 静岡県	水田飼料作物作付助成金等の継続について	県では自給飼料増産に向け、水田における飼料作物の作付を推進している。特に稲発酵粗飼料については、現在までに約40haまで面積が拡大してきている。拡大要因としては、転作奨励金をはじめとする助成金によるところが大きく、今後も作付を継続・拡大するには経営的に採算のあうレベルでの各種助成金の継続が必要であると考えられる。	稲発酵粗飼料に対する助成金については、全国統一の耕畜連携推進対策等のほか、地域水田農業推進協議会で用途と単価を定める水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)がある。 このため、低コスト生産を図るために、直播などの低コスト生産技術や地域に適した専用品種の普及・導入を積極的に進めるとともに、地域水田農業協議会に対する情報提供や畜産関係者の積極的な参画により、産地づくり対策における稲発酵粗飼料の位置付けの向上を図る必要がある。
新潟県	産地づくり対策等次期対策について	転作田における飼料作物生産対策を早めに提示願いたい。転作田での飼料作物に関する次期対策が不明なため、取組拡大に踏み切るには不安が大きい。 耕畜連携関連対策の継続実施と、稲発酵粗飼料及びとうもろこし生産拡大のための支援拡充を要望	耕畜連携の19年度以降の次期対策については、現行対策の実施状況を踏まえるとともに、産地づくり交付金や品目横断的政策との関係にも留意しつつ、本年夏を目途に今後の取扱いを検討することとしている。 なお、稲発酵粗飼料を給与する畜産農家に対する助成については、18年度から新たに3年間継続(1万円/10a)することとした。
岐阜県	耕畜連携推進対策について	平成19年度以降も本対策が継続実施されるとともに、今後米の生産目標数量が減少するに伴い、転作面積が増加すると考えられるため、団地化となっていない土地も担い手への土地集積の取組として対象要件に追加してほしい。	上記の回答に同じ。
愛媛県	水田飼料作物作付け助成金の継続について	水田における飼料作物の作付面積拡大の要因には転作奨励金等の助成によるところが大きいため、助成金については今後も継続してほしい。	上記の回答(静岡県及び新潟県)と同じ。

都道府 県名	事 項	内 容	回 答
青森県	[強い農業づくり交付金の税源移譲について] 自給飼料関係推進事業の推進体制について	自給飼料関係推進事業については平成17年度に交付金化、平成18年度以降は税源移譲となるが、予算や推進体制はどのようになるのか？	三位一体改革による地方への税源移譲に伴い、強い農業づくり交付金における推進事業については、飼料関係を含め廃止されることとなった。 このため、都道府県においては、三位一体改革の趣旨や飼料増産の重要性を踏まえつつ、都道府県予算において、所要額を措置・確保されるようお願いする。 なお、国では、平成18年度一般予算において、国産稲わらの利用拡大対策や稲発酵粗飼料給与助成などからなる、「飼料自給率向上特別対策」を措置したところであり、また、本年3月に決定される畜産物価格関連対策においても、所要の予算要求をする予定であり、これら支援策により、飼料増産の取組みを支援することとしているので、積極的な支援策の活用をお願いする。
鳥取県	交付金の税源移譲に伴う飼料自給率の向上について	平成17年度から飼料自給率の向上に伴い、国はプロジェクトを立ち上げ、都道府県では飼料増産推進協議会を再構築し、その目標達成に向かってスタートしています。 ところが、平成18年度からは交付金の推進事業の大半が税源移譲され、各都道府県の裁量に任されることになりました。 そうすると、各都道府県の取組みにバラツキが生じるとともに、県の裁量だけでは自給率向上どころか減少する可能性があると思います。 飼料自給率向上に関して、国と地方及び農家の役割分担について、国はどう考えているのか伺いたい。	上記の回答に同じ。
徳島県	飼料増産のための支援対策(補助事業等)を税源委譲の対象としないことについて	「食料・農業・農村基本法」では、食料自給率(飼料自給率)の向上を図ることが基本方針として位置づけられている。また、平成17年3月に策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」においても、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成が重要と明記されている。こうしたことから、自給率向上を図ることは農政の最重要課題であり、国策であると考え。 このため、地方に全てを任すのではなく、国と地方が協力して各種施策を実施すべく、従来のような補助事業(交付金)となるような事業の仕組みにしていきたい。 特に、財政力の弱い当県では、税源委譲された事業は事業費の一律カットが行われ、拡充どころか事業量の縮小を余儀なくされている。(18年度事業は予算要求中)	上記の回答に同じ。

都道府 県名	事 項	内 容	回 答
北海道	【その他事業について】 自給飼料生産対策に係る畜産物価格関連対策について	飼料増産受託システム確立対策事業、草地畜産生産性向上対策事業などの自給飼料対策に係る畜産物価格関連対策については、強い農業づくり交付金、国産粗飼料増産対策事業、畜産公共事業などの一般予算事業等を補完し、総合的な自給飼料増産支援対策を推進していく上で不可欠なものであるため、これら対策の継続実施と必要な予算の確保をお願いしたい。	自給飼料対策にかかる畜産物価格関連対策については、事業の継続と所要額の確保を、財政当局に対し強く要求してまいる考えである。
神奈川県	飼料増産に係るハード事業の実施について	食の安全に対する国民の関心が高まる中で、飼料の安全性確保をはじめとした安全で安心な畜産物の供給体制を構築することが必要とされ、食料自給率の向上という観点からも、自給飼料生産の取り組みが重要となっている。 そのため、自給飼料生産に意欲的に取り組む営農集団が行う機械施設整備等のハード事業に対する支援については、今後も継続して実施していただきたい。	平成18年度一般予算において、引き続き、飼料作物の生産体制の整備等を支援する事業(強い農業づくり交付金ハード事業)を措置したところである。
三重県	飼料増産受託システム確立対策事業について	三重県では畜産農家数が減少しているため、集落の耕種農家と組織する集団(畜産農家1戸、耕種農家2戸)を補助対象として認めていただけると、三重県でさらに飼料増産を推進することができる。	本事業については、本年3月に決定される畜産物価格関連対策であり、予算措置や事業内容、要件の見直しについては、現在検討中である。
山口県	事業の継続について	国産稲わら確保や稲発酵粗飼料への取り組みに対する事業の継続。	平成18年度一般予算において、稲発酵粗飼料やわら専用稲の生産に対する助成、稲発酵粗飼料の家畜への給与を行う畜産経営に対する助成、稲わらを収集・調整し安定的な供給を行う営農集団等に対する助成等を、3カ年の事業として措置したところである。

都道府県名	事項	内容	回答
北海道	【技術開発等について】 飼料増産に係る技術開発、品種開発について	北海道における飼料増産、良質粗飼料の確保については、サイレージ用とうもろこしの作付拡大が重要な柱の一つとなっているが、北海道北部、東部などの寒冷地向けの品種が開発されていないほか、近年実用化されている青刈りとうもろこしのロールペールサイレージ技術も北海道などの大規模作付向けではない状況にある。 寒冷地向けの極早生を始めとし早生、中晩生も含めた品種開発の強化、新品種等の海外委託採種体制の強化による安定的な種子供給体制の確保、大規模作付地域向けワンマンオペレーションのロールペールサイレージ技術体系の開発などの取組みをお願いしたい。	北海道向けのとうもろこしの品種開発は、極早生～中晩生までの熟期について北海道農研センターで育種に取り組んでおり、特に極早生品種の開発については、道立根釧農試との連携のもとに取り組んでいる。 また、トウモロコシ公的育成品種の種子供給については、品種育成、増殖、行政の関係者からなる「飼料作物種子対策会議」において推進方を協議し、関係機関と連携しながら、高品質な優良品種種子の安定的な供給に努めているところであり、今後とも栽培農家のニーズに対応できる種子供給体制の確保に取り組むこととしている。 更に、18年度開始予定の委託プロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」において、技術・品種開発の取組みを強化することとしており、生研センターにおいて大規模作付向けのトウモロコシロールペールサイレージ技術の開発に向け、低人数でのサイレージ調製が可能となる大型ロールペーラの開発に取り組む予定である。
静岡県	漏生刍対策の確立について	WCS専用品種を活用した場合、脱粒性の程度に関らず翌年度には漏生刍の発生が見込まれることから、専用品種の作付けを敬遠するとの声がある。専用品種の作付拡大には漏生刍対策についての技術確立が望まれる。	WCS専用品種の漏生刍対策技術については、18年度開始予定の委託プロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」の中で取り組む予定である。 なお、18年2月頃に配布予定の「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」の改訂版において、現時点における漏生刍に対応した生産技術を紹介する予定である。
静岡県	稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアルへの利用農薬の追加	生産農家や指導機関よりWCS使用農薬の拡大の声がある。水田貸借の推進(草を生やす人には農地を貸さない傾向がある)や、翌年の食用水稲の作付(前年の除草対策が影響)を踏まえ、除草対策等を適切に行う必要があることから除草剤を中心とした使用薬剤の拡大が期待されている。	稲発酵粗飼料に対して使用が適当な農薬については、13年に配布した「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」において、リストアップ(殺虫剤22剤、殺菌剤20剤、除草剤14剤)したが、その後の残留性試験の結果を踏まえ、16年5月及び17年6月に発出した通知「稲発酵粗飼料に係る適正な農薬の使用について」において、追加して通知(殺虫剤1剤、移植用除草剤5剤、直播用除草剤3剤)しているところである。 今後とも、稲発酵粗飼料向け農薬の登録に向け、農薬の残留性試験を継続し、使用可能な農薬の拡大を図ってまいりたいと考えており、関係者においては、18年5月に施行される農薬のポジティブリスト制を踏まえつつ、マニュアルに即した適切な農薬の使用を指導・実施していただきたい。

都道府 県名	事 項	内 容	回 答
【稲わらについて】 関東農政局	国産稲わらの流通体制の構築について	農協、全国団体等による国産稲わらのブロック及び全国的な流通体制を構築していくことが必要。また、国産稲わら広域流通の必要性、需給要望等を商系にも情報提供等していくことも必要。	稲わらの完全自給に向けて、行政、農業者団体等が一体となった取組が行われているところであるが、稲わらの実際の取引について行政機関が直接関与することは不可能であり、ご指摘のように農業者団体等が主体となった流通体制を構築することが極めて重要であると考え。 一方、稲わらの収集・流通は、収集組織や商系によるものも多いことから、地域の稲わら確保協議会等で、提供できる情報を検討の上、商系への情報提供を行っていただきたい。
【その他】 長野県	自給飼料や購入飼料の給与情報を消費者に提供し、購入に当たって消費者が選択できる仕組みの創設の検討について	畜産農家においては、一般的に飼料の利用が畜産物の価格に直接反映されないことから、経営的にメリットがない場合は必然的に購入飼料(輸入飼料)に依存している。 自給飼料を推進するためには、自給飼料により生産された畜産物を消費者に選択してもらうことにより、その価値を高めることが必要である。 このため、飼料給与情報を消費者に提供できる仕組みを作り、給与飼料の透明性をアピールし、自給飼料の良さを認識してもらうことにより自給飼料増産につなげる対策を講じたらどうか。	自給飼料や購入飼料等の給与情報や治療投薬履歴等の生産情報の提供については、生産者等が任意で取り組める制度として生産情報公表JAS規格が制度化されており、牛肉や豚肉など第三者の認証を受けて取組が開始されている。 また、牛の個体識別情報と連携して飼養管理履歴等の付加価値情報の消費者等への提供を支援する事業を実施しており、生産情報公表JAS規格の取組にも対応可能であることから、この「飼養管理情報データベース」の積極的な活用も検討願いたい。 なお、平成17年度の飼料増産行動計画においても行動計画の1つとして「消費者に国産粗飼料で育てた安全・安心な畜産物を提供」するため、粗飼料多給型畜産の啓発に関する資料の作成・配布等を通じた消費者への情報提供に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村、生産者団体等関係者が役割分担と協力を行い、これらの情報を活用した付加価値化について積極的に取り組んでいただきたい。